

報道発表資料

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（熊本県版）

令和7年12月

熊本国税局

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

[連絡先]

熊本国税局 国税広報広聴室

096-354-6171（内線6105、6106）

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による申告漏れ所得金額の総額は過去10年間で最高を記録
 - ・ 「実地調査」については、件数及び申告漏れ所得金額の総額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、7,339件（前事務年度4,731件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は4,072件（同2,669件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、452件（同443件）。うち、特別調査・一般調査が384件（同380件）、着眼調査が68件（同63件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、6,887件（同4,288件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、90億8千1百万円（同83億3千8百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、58億6千3百万円（同52億7千9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは57億4千4百万円（同51億5千4百万円）、着眼調査によるものは1億1千9百万円（同1億2千5百万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、32億1千8百万円（同30億5千9百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、11億8千8百万円（同12億4千6百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、9億6千7百万円（同10億4千5百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは9億5千4百万円（同10億3千2百万円）、着眼調査によるものは1,300万円（同1,200万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、214万円（同236万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、2億2千2百万円（同2億1百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		対前年比	着眼		計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
調査等件数	件	380	63		443	4,288	4,731				
384		384	68	101.1%	452	6,887	7,339	160.6%	155.1%		
申告漏れ等の非違件数	件	351	31		382	2,287	2,669				
		324	25	92.3%	349	3,723	4,072	80.6%	152.6%		
申告漏れ所得金額	万円	515,360	12,508		527,868	305,922	833,790				
		574,408	11,900	111.5%	586,307	321,811	908,118	95.1%	108.9%		
追徴税額	本税	83,839	1,076		84,915	19,871	104,786				
		78,204	1,077	93.3%	79,282	21,865	101,147	100.1%	96.5%		
	加算税	19,387	154		19,541	263	19,804				
		17,174	211	88.6%	17,385	288	17,673	137.0%	89.2%		
	計	103,226	1,230		104,456	20,134	124,590				
		95,379	1,288	92.4%	96,667	22,153	118,819	104.7%	95.4%		
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,356	199		1,192	71	176				
		1,496	175	110.3%	1,297	47	124	87.9%	70.5%		
	追徴税額	221	17		192	5	22				
	本税	204	16	92.3%	175	3	14	94.1%	63.6%		
	加算税	51	2		44	0.1	4				
		45	3	88.2%	38	0	2	150.0%	50.0%		
	計	272	20		236	5	26				
		248	19	91.2%	214	3	16	95.0%	61.5%	90.7%	

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、298件（前事務年度110件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、174件（同96件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、12億6千1百万円（同16億9千万円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度等	5事務年度	6事務年度	対前年比
① 調査等件数	件	件	件	%
	110	298	270.9	
土地建物等	107	287	268.2	
株式等	3	11	366.7	
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	件	%
	96	174	181.3	
土地建物等	93	165	177.4	
株式等	3	9	300.0	
③ 非違割合 (② / ①)	%	%	%	ポイント
	87.3	58.4	▲ 28.9	
土地建物等	86.9	57.5	▲ 29.4	
株式等	100.0	81.8	▲ 18.2	
④ 申告漏れ所得金額	万円	万円	万円	%
	168,994	126,050	126,050	74.6
土地建物等	106,696	119,930	119,930	112.4
株式等	62,298	6,120	6,120	9.8
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	万円	%
	1,536	423	423	27.5
土地建物等	997	418	418	41.9
株式等	20,766	556	556	2.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 簡易な接触を活用して幅広く対応した結果、調査等合計件数は過去10年間で最高を記録
 - ・ 「実地調査」については、1件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、3,447件（前事務年度2,225件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1,761件（同1,369件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、246件（同292件）。うち、特別調査・一般調査が218件（同246件）、着眼調査が28件（同46件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、3,201件（同1,933件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、4億6千5百万円（同4億9千万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、3億3千6百万円（同3億4千2百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは3億2千3百万円（同3億2千8百万円）、着眼調査によるものは1,400万円（同1,500万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、137万円（同117万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1億2千9百万円（同1億4千8百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼		計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比
項目	件			件	件						
調査等件数	件	246 218	88.6%	46 28	60.9%	292 246	84.2%	1,933 3,201	165.6%	2,225 3,447	154.9%
申告漏れ等の非違件数	件	213 185	86.9%	37 21	56.8%	250 206	82.4%	1,119 1,555	139.0%	1,369 1,761	128.6%
追徴税額	万円	26,333 26,005	98.8%	1,164 1,130	97.1%	27,497 27,135	98.7%	14,329 12,480	87.1%	41,825 39,615	94.7%
	万円	6,429 6,252	97.2%	291 232	79.7%	6,720 6,484	96.5%	465 388	83.4%	7,185 6,872	95.6%
	万円	32,762 32,257	98.5%	1,455 1,362	93.6%	34,217 33,619	98.3%	14,794 12,868	87.0%	49,010 46,487	94.9%
一件当たり	万円	107 26	111.2% 111.5%	25 6	160.0% 133.3%	94 23	117.0% 113.0%	7 0.2	57.1% 50.0%	19 3	57.9% 66.7%
	万円	133 148	111.3%	32 49	153.1%	117 137	117.1%	8 4	50.0%	22 13	59.1%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。